

茅ヶ崎市ラブホテル 判定基準表

基準		判定結果	判定根拠
			明示箇所
第2条第2号			
ア	客の使用する自動車車庫及び駐車場(以下「車庫等」)は、次の(ア)又は(イ)に該当する構造としない (ア)その客の宿泊に供される客室に接続する構造 (イ)その客の宿泊に供される客室に近接して設けられ、当該客室の出入口が当該車庫等に面して設けられる構造	適合	配置図、1階平面図
イ	玄関(主として客の出入りに供する出入口)の扉の材質は、透視可能なものとする	適合	1階平面図、立面図、展開図-1、完成予想図
ウ	床面積が以下の収容人員の区分ごとに定める数値以上のロビーを設ける 収容人員 ・ 30人以下 30平方メートル ・ 31人以上50人以下 40平方メートル ・ 51人以上100人以下 客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値 ・ 101人以上 101平方メートル	適合	求積表、1階平面図
エ	ロビーに面する部分の外壁(柱、はり及び構造壁を除く)は、当該部分の面積の2分の1以上を透視可能な構造とする	適合	1階平面図、立面図、展開図-1
オ	宿泊者名簿の記載並びに宿泊料金及び客室のかぎの授受を行うためのカウンターをロビーに面して設けることとし、当該カウンターの高さ、長さ及び幅は、次による ・高さ 1.0メートル以上 1.2メートル以下 ・長さ 1.2メートル以上 ・幅 0.4メートル以上	適合	1階平面図、展開図-1、完成予想図
カ	カウンターの最上部から天井(下がり壁又はこれに類するもの(以下「下がり壁等」)がある場合は、当該下がり壁等)までの距離は、1.2メートル以上とし、当該部分にガラス又はカーテン等の遮へい物を設けない	適合	展開図-1、完成予想図
キ	床面積が以下の収容人員の区分ごとに定める数値以上の食堂又はレストラン(ちゅう房施設を備えたもの)を設ける 収容人員 ・ 30人以下 30平方メートル ・ 31人以上50人以下 40平方メートル ・ 51人以上100人以下 客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値 ・ 101人以上 101平方メートル	適合	求積表、1階平面図
ク	床面積が以下の収容人員の区分ごとに定める数値以上の会議室、集会室、大広間又はこれらに類する施設を設ける 収容人員 ・ 30人以下 30平方メートル ・ 31人以上50人以下 40平方メートル ・ 51人以上100人以下 客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値 ・ 101人以上 101平方メートル	適合	求積表、2階平面図
ケ	ダブルサイズのベッド(その幅が1.3メートル以上のものを)を備えた客室(2人用客室に限る)の数は、客室総数の2分の1以下とする	適合	3-5階平面図、6-8階平面図、客室タイプ詳細図
コ	動力により振動し又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すための鏡(以下「特定用途鏡」)で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のもの(天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る)その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるための設備を備えた客室としない	適合	展開図-3、客室タイプ詳細図、完成予想図
サ	客室は、その客の使用する車庫等と当該客室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設(当該施設の内部が外部から容易に見通すことができるものを除く)に通ずる出入口を有しない	適合	配置図、1階平面図、3-5階平面図、6-8階平面図、立面図
シ	ロビー、食堂等又は会議室等が存する階ごとに男子用・女子用の区別ある共用便所を設ける	適合	1階平面図、2階平面図
ス	建築物の屋根及び外壁並びに敷地内に設ける工作物(看板を除く)の色彩は、白色、灰色、茶色又はこれらに類似したものとする	適合	立面図、完成予想図
セ	建築物及びその敷地内に設ける工作物(看板を除く。以下「建築物等」)は、電球その他の発光物によって装飾(建築物等に向けて光を当てることにより、当該建築物等を照らし出すことを含む)しない	適合	配置図、立面図、完成予想図
ソ	道路に面する部分の敷地の垣は、生け垣又は樹木を用いたもの(以下「生け垣等」)とする。(当該生け垣等の下部には、石材その他これに類する材料を用いた高さ1.0メートル以下の塀又は土止めその他これらに類する工作物を設けることができる)ただし、市長が、風害又は塩害が著しい等の事情により、生け垣等の設置が困難であると認め、かつ、これに代えて設ける垣の高さが1.5メートル以下のものであるときはこの限りでない	適合	配置図、立面図、完成予想図
タ	ホテル等の敷地への車の出入口には、道路から敷地内への見通しを妨げるものを設けない	適合	配置図、立面図、完成予想図
チ	看板の色彩は、白色、青色又は緑色を基調とすることとし、ネオンサインその他光が順次又は一斉に点滅する方式(看板に電球又は蛍光灯を内蔵して発光させる方式のもの又は看板に向けて光を当てることにより当該看板を照らし出す方式のものを除く)のものとし、	適合	配置図、立面図、完成予想図、サイン計画図
ツ	屋外照明灯の色彩は、無色とする	適合	立面図、完成予想図、屋外照明配置計画図